

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画



〈まちづくりの基本目標3〉

共に認め合い、支え合う、 温かみと安心感のあるまち

目標達成の姿「10年後、こんなまちになったらいい…」

- いつまでも元気に暮らせるよう、健康について、自分で考え、行動できる市民が増えています。
- 夜中や休日に病気やけがをした時、いつでもすぐに治療できる病院が近くにあり、小さい子どもを持つお母さんやお年寄りも安心して暮らしています。
- お母さんの急な用事や子どもが病気の時でも、地域で子どもを見守り、育てる環境が整っているため、お母さんは安心して仕事や子育てができています。
- お年寄りや障害のある人が、地域の人に支えられながら、自分らしく、元気に、生き生きと暮らしています。
- 年齢や性別、障害の有無に関係なく、お互いを認め合い、支え合いながら、それぞれが地域の主役となって活躍しています。

現状と課題

- ◆不規則な食生活や運動不足などによる糖尿病、高血圧などの生活習慣病²⁹が急増しています。また、「がん」は鳥栖市民の死亡原因の第1位であることから、早期発見、早期治療、予防対策の充実など、健康づくりに対する市民の関心が高まっています。このため、健康づくりに関する様々な情報を、市民に分かりやすく伝え、周知を図ることが求められています。
- ◆高齢化や疾病構造の変化に対応するため、医療技術の高度化・専門化が進み、健康管理から初期医療、リハビリテーションに至るまで、患者のニーズが多様化・高度化しています。このため、いつでも・どこでも安心して医療を受けられる救急医療体制の充実が求められています。
- ◆子どもを安心して生み育てることができるよう、母子の健康管理や相談指導、地域子育て支援センター事業、ファミリー・サポート・センター事業などの各種取組を展開していますが、病後児保育、夜間保育の充実など、多様化する保育ニーズに応じた取組、子育てに関する相談体制強化、支援策が必要です。
- ◆鳥栖市の高齢化率は、平成22年1月現在で19.18%と、全国平均(22.8%)、佐賀県平均(24.4%)を下回っている状況ですが、今後、高齢化は着実に進行していくことから、高齢者が住み慣れた地域で安心と生きがいをもって暮らしていけるような環境づくりが求められています。

²⁹生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群

- ◆平成21年3月、第2期鳥栖市障害福祉計画を策定し、障害の有無にかかわらず、地域社会の一員として自分らしい生活を自分の意思で選択できる社会の実現を目指すこととしていますが、社会共通の理念としてノーマライゼーション³⁰が浸透しつつある中、いまだに様々な場面での障壁が見られます。このため、障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、障害福祉サービスの充実を図ることが必要です。
- ◆老人保健制度に代わる後期高齢者医療制度や医療保険者による特定健康診査・保健指導の義務付けなど、医療保険制度に関する大幅な改正が行われる中、国民健康保険の医療費は、増加傾向にあります。国民健康保険制度や介護保険制度の適切な運用を図るため、保険税等の収納率の向上や医療費の適正化等を図ることが必要です。

〈まちづくりの基本目標3〉

共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち

- | | |
|---------|-------------------------|
| 取組
1 | 健康で生き生きと暮らせるまちを目指します |
| 取組
2 | 安心して医療が受けられる体制を充実させます |
| 取組
3 | 子育て支援を充実させます |
| 取組
4 | 高齢者の自立と社会参加を応援します |
| 取組
5 | 障害者の自立と社会参加を応援します |
| 取組
6 | 地域福祉を充実させます |
| 取組
7 | 確かな安心と自立を支える社会保障を充実させます |

³⁰ノーマライゼーション

障害の有無にかかわらず、一緒に助け合いながら暮らしていくことが正常な社会の在り方であるという考え方

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標3〉

取組1 健康で生き生きと暮らせるまちを目指します

【取組担当課】

こども育成課、健康増進課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

市民が、自分の健康を自分で管理できるように、健康づくりへの意識を高め、主体的に健康づくりに取り組んでいます。

【取組の方針】

近年、食生活の乱れやストレスからくる生活習慣病、高齢者に対する介護予防など、各年代において、健康づくりに対する関心が高まっています。

いつまでも健康で、充実した生活をおくるためには、生涯を通じて、心身ともに健康であることが何よりも大切です。そのためには、市民自らが日頃から積極的に健康づくりに取り組むことが必要です。

すべての市民が生涯にわたり、心身ともに健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、市民の健康づくりを積極的に推進します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●定期的に健康診査を受けるなど、健康について高い意識を持ち、健康づくりに自ら取り組みます。 ●規則正しい食事、食文化の継承、食や健康に関する知識の取得など、食育³¹を実践します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりについての意識啓発を行います。 ●健康づくりを促進する市民ボランティアの育成・支援を行います。 ●国民健康保険制度の健全な運営に努めます。
医療機関の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●健康づくりに協力します。 	

【関連する個別計画】

うららトス21プラン³²

鳥栖市食育推進計画

³¹食育

様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

³²うららトス21プラン

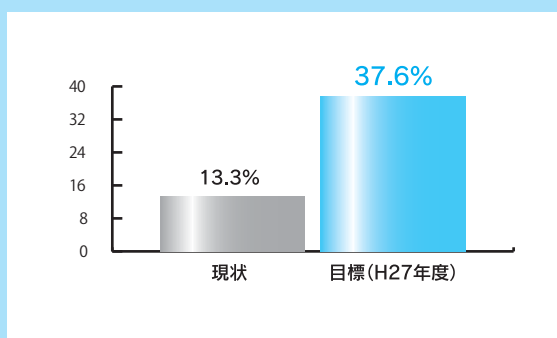
鳥栖市の21世紀における健康づくりを推進し、健康なまちづくりを目指す地域保健計画

【取組の体系】

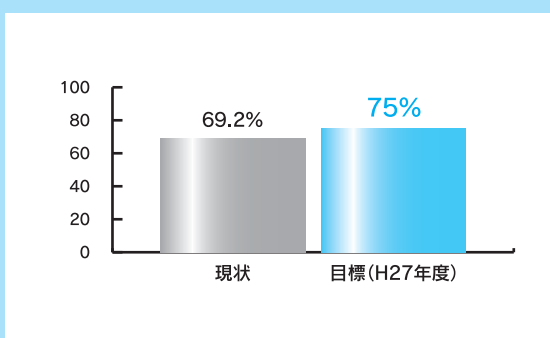
具体的な取組	内 容
地域における健康づくりを進めます	うららトス21プランに基づいて、関係機関・団体と市民、行政が一緒になり、市民一人ひとりの健康づくりを進めます。
食育による健康づくりを進めます	食についての様々な体験活動、健康や栄養、地産地消に関する情報提供等の取組を通じて、食に関する知識を習得し、生涯にわたる心身の健康増進と豊かな人間性を育てていく基礎としての食育を推進します。
生活習慣病予防対策を進めます	生活習慣病対策や高齢者に対する介護予防など、各年代に応じた健康づくりを進めます。
母子の健康管理への支援を行います	妊婦に対し、安心安全な出産の支援に努め、産後は、親が子育てに関する不安や悩みがなく育児ができるように各種教室や相談を実施します。また、子どもが健やかに成長するために、相談、訪問、健診、教室を実施し、個別や集団で保健指導を行います。

【取組の達成目標】

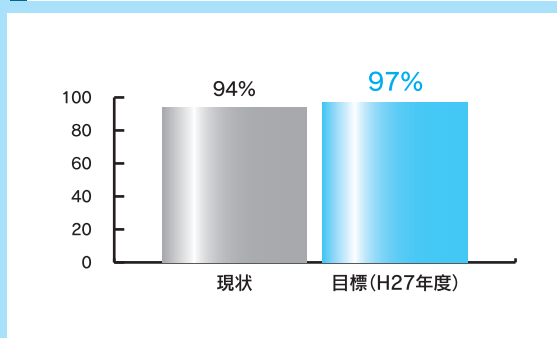
うららトス21プランを知っている人の割合



毎日朝食を食べる割合(成人男性)



3歳児健康診査受診率



第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画
〈まちづくりの基本目標3〉

取組2 安心して医療が受けられる体制を充実させます

【取組担当課】

健康増進課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

夜間・休日でも良質で適正な医療サービスが受けられる体制が整っていて、市民は安心して暮らしています。

【取組の方針】

核家族化が進む中、病気や応急手当等で戸惑う家庭の増加、医療機関への依存の高まりなど、医療に対するニーズが増大、多様化しており、いつでも必要な医療サービスが受けられる充実した体制が求められています。

このため、医療機関と連携し、身近な地域で日頃から安心して医療サービスが受けられるとともに、緊急時には適切かつ迅速に高度な医療が提供される体制づくりを進めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

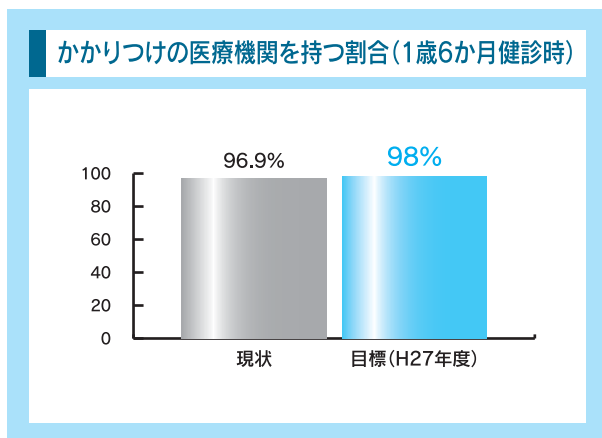
市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ● 病気や医療機関に関する知識を高めて、必要に応じて医療機関を受診します。 ● 「かかりつけ医³³」を持って、健康管理を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 救急医療体制の情報発信を行います。 ● 救急医療に関し、医療機関との連携調整を図ります。
医療機関の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ● 必要な治療や相談に応じ、地域のその他の医療機関と連携を図ります。 	

³³かかりつけ医
患者の身体、健康、その他の状態について最もよく理解している医師

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
救急医療体制の充実を図ります	休日救急医療センター ³⁴ 運営事業により、休日医療の確保を行い、夜間の小児救急医療については、久留米広域小児夜間救急医療支援事業 ³⁵ に参加します。
地域の医療体制の構築を図ります	市民の身近なところで日常的な保健医療サービスを提供する「かかりつけ医」を中心に、医療連携を図ります。

【取組の達成目標】



³⁴休日救急医療センター

休日のけがや病気に対応するため、保健センター西側に設置された医療機関

³⁵久留米広域小児夜間救急医療支援事業

聖マリア病院救急医療センター1階(久留米市)の久留米広域小児救急センターで小児夜間救急の際に、小児科医による診療を受けることができるサービス

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標3〉

取組3 子育て支援を充実させます

【取組担当課】

こども育成課、健康増進課、学校教育課、生涯学習課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

子育てについて、大きな不安や負担を感じることなく、安心して生み、楽しく育てる環境が整い、子どもたちが健やかに成長しています。

【取組の方針】

少子化の進行に加え、核家族化や都市化の進展、女性の社会参加などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、家族や地域における子育て機能が低下しています。

また、子育てに不安を抱え、孤立する親も増えており、子育て家庭に対するよりきめ細やかな対応が求められています。

こうした中、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ地域社会を築くため、保育サービスの拡充とともに、子どもたちと子育て家庭への支援を、家庭、地域、事業者、行政等が一体となって取り組んでいきます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●子どもがいる、いないにかかわらず、子育てに関心と理解を持ち、家庭や、地域での支援活動に積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある、ないにかかわらず、子育てに関する情報の提供と相談体制の充実を図ります。 ●留守家庭児童を保育・健全育成する場の充実を図ります。 ●子育てと仕事の両立ができる職場環境が整うよう、事業者への意識付けと理解の促進を図ります。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●子育てに関心と理解を持ち、子育てと仕事の両立が可能な就業環境を整えます。 ●ニーズに応じたきめ細やかな支援サービスを提供します。 	

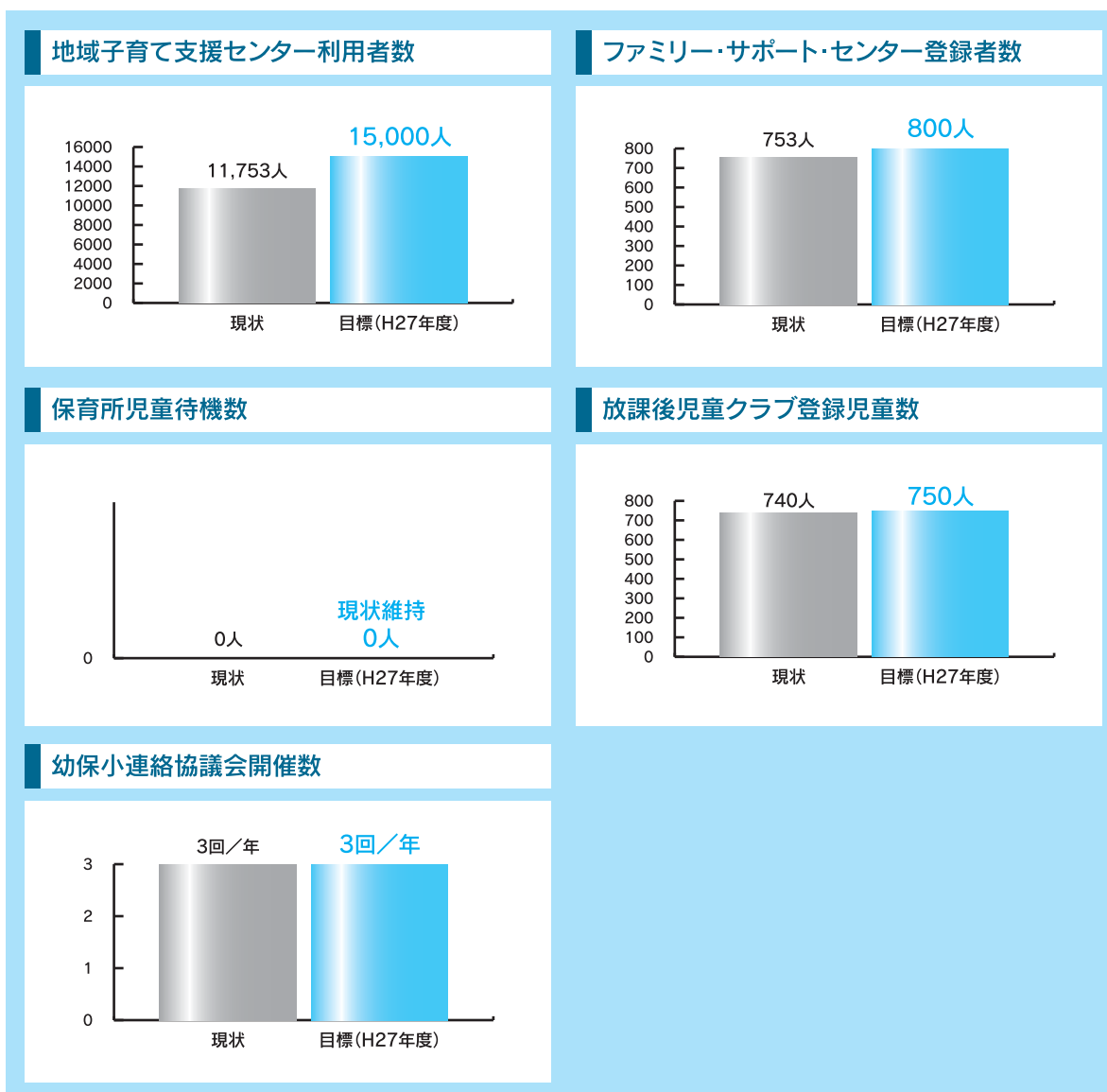
【関連する個別計画】

鳥栖市次世代育成支援地域行動計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
地域での子育て支援事業を進めます	保育・教育機関、子育て支援センター、保健センター及び地域と連携し、子育て家庭の育児不安の軽減、児童虐待の予防・早期発見に努めます。また、子育てに関する情報を一元的に把握し、利用者への情報提供を行います。
留守家庭児童の居場所づくりの充実を図ります	共働きなどによる留守家庭児童を保育・育成する場の充実を図るため、放課後児童クラブ運営協議会による運営等に必要な支援を行います。
子育てと仕事の両立支援を行います	多様化する保育ニーズに対応し、保育所の環境整備を進めるとともに、保育サービスの質の確保や情報の提供等を行います。
幼稚園と保育所の連携を図ります	幼児教育に携わる関係者及び保育士等の研修を合同で行うことで、幼児期から児童期への子どもを取り巻く環境の変化に対応できる就学前教育の推進を図ります。

【取組の達成目標】



第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標3〉

取組4 高齢者の自立と社会参加を応援します

【取組担当課】

社会福祉課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

高齢者自らが、要支援・要介護状態にならないよう予防に努めながら社会参加することで、生きがいを持って、その人らしく暮らしています。

【取組の方針】

高齢化社会や核家族化の進行、単身世帯の増加に加え、地域において介護を必要とする高齢者が増えている中、これらの方々を支え合う体制の整備が望まれています。

一方、豊富な経験、知識、技術をもった団塊世代が定年後、地域へ戻ってきています。

また、市内に7つある老人福祉センターは、高齢者の生きがいづくり、社交の場として利用されていますが、もっと幅広く、市民にも親しみやすい施設として、高齢者同士のみならず、子どもたちや地域住民と触れ合う場としての活用が求められています。

こうした中、高齢者がいつまでも介護を必要とせずに、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って安心して自立して暮らせるよう、高齢者の生活の質の向上に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活の中で、高齢者が自立の気持ちを持って、自ら介護予防や生きがいづくりに励みます。 ●家庭や地域において、高齢者を温かく見守って、高齢者の自立した生活を支えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●介護予防に関するサービスと情報発信に努めます。 ●高齢者の生きがいづくりの機会を提供します。 ●高齢者を支援するボランティア、NPO活動を促進します。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者を支える活動を行います。 	

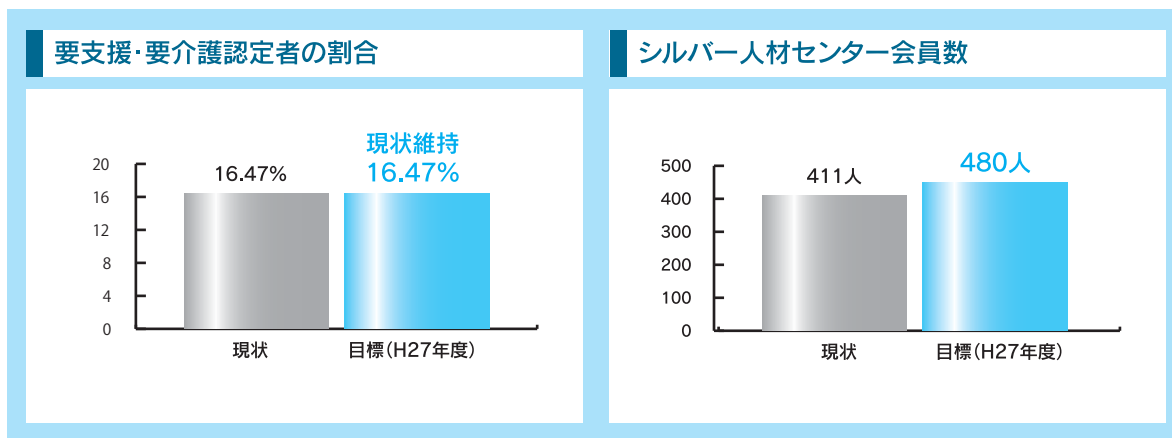
【関連する個別計画】

鳥栖市老人福祉計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
介護予防を進めます	住み慣れた地域において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の健康保持・増進を支援します。
介護支援の充実を図ります	在宅介護が継続的にできるよう、介護者の精神的・肉体的・経済的負担を軽減するため、介護用品の支給、介護教室や、家族介護に携わる人への相談・指導を実施します。
地域における生活支援体制の充実を図ります	地域包括支援センター ³⁶ を高齢者の身近な相談機関と位置づけ、高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域生活支援体制を充実させます。また、地域で高齢者を見守り、支援する体制の充実を図り、独居老人など、緊急時に連絡手段の確保が困難な高齢者世帯の状況把握に努め、緊急通報体制を確立します。
生きがいづくりと社会参加の支援を行います	地域での敬老行事やシルバー人材センター ³⁷ 、老人クラブの活動を支援するとともに、老人福祉センター等の施設の適正な管理運営を行うことで、高齢者の社会参加を支援します。

【取組の達成目標】



³⁶地域包括支援センター

地域の高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう中核機関として包括的ケアを行う機関

³⁷シルバー人材センター

高齢者が身についた技能、技術、経験を活かし、働くことを通して人との触れ合いや生きがいを高めるために、会員組織として運営している機関

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標3〉

取組5 障害者の自立と社会参加を応援します

【取組担当課】

社会福祉課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

障害のある人が住み慣れた地域で社会参加しながら、自立した生活をおくっています。

【取組の方針】

高齢化の進展や各種の疾病・事故の増加などに伴い、障害のある人が増加するとともに、障害の重度・重複化の傾向が強まっています。

一方で、ノーマライゼーションの理念は浸透しつつあり、障害のある人もない人も、誰もがその能力や適性に応じて、地域で自立した生活をおくることができる社会の実現が求められています。

こうした中、「障害者自立支援法³⁸」の施行による就労支援や地域生活への移行の促進の強化を受け、これまで以上に障害のある人の社会参加や就労の環境の充実を図ることが重要になっています。

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスを充実し、地域における受け入れ環境の整備など、医療機関や事業者との連携を図りながら、充実した保健・医療サービスの提供に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●ノーマライゼーションの理念を理解し、障害のある人の自立した生活を支えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ●障害への理解を深めるための啓発活動を行います。 ●障害のある人となない人との交流の機会を設けます。 ●福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援ができる相談支援窓口の拡充を図ります。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●障害者雇用の理解を深め、障害のある人の適性に応じた雇用に努めます。 	

【関連する個別計画】

鳥栖市障害者福祉計画

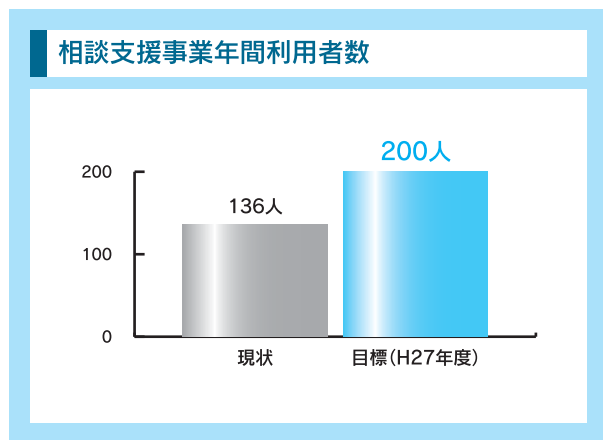
³⁸障害者自立支援法

これまで障害の種類ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスなどについて、共通の制度のもとで一元的に提供する仕組みをつくるため、平成18年4月に施行された法律。障害者の自立を支援する観点から、地域生活への移行と就労を促進する。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
社会参加・就労の支援を行います	障害のある人の自立と社会参加を促進するため、スポーツや文化芸術活動等への参加を通じて、障害のある人の社会参加を促進します。また、一般就労を希望する障害のある人に対する支援を促進します。
障害のある人の自立支援の充実を図ります	障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、介護や機能訓練など、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めるとともに、日常生活に必要な用具の給付や居住施設の整備促進など生活支援の充実を図ります。 また、障害のある子どもの早期発見に努め、早期療育の充実を図ります。
地域生活への支援体制の充実を図ります	障害のある人が地域で安心して生活していくために、生活上の様々な相談が身近で気軽にできる相談支援体制の強化を図ります。また、障害があってもなくてもお互いに尊重され、支え合うために、様々な機会を通じて障害に対する理解促進に努めます。

【取組の達成目標】



障害の「害」の表記について

障害の「害」という漢字表記がマイナスのイメージにつながることから、「害」の表記は好ましくないと、近年一部ひらがなを使う場合も見られるようになってきました。

現在鳥栖市でも、一部で「障がい」と交ぜ書きしているものもありますが、国の障がい者制度改革推進会議では、法令などにおける表記の在り方について、「当面は現状維持」との見解が示されています。(平成22年11月22日)このため、この計画では「障害」と表記しています。

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標3〉

取組6 地域福祉を充実させます

【取組担当課】

社会福祉課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

市民の多くが地域の福祉活動に参加して、地域で助け合って安心して暮らしています。

【取組の方針】

高齢化の進展やノーマライゼーションの考え方の広がり、ライフスタイルの多様化などに伴い、一人ひとりの事情に応じたきめ細やかな対応が求められるなど、福祉に対するニーズも多様化、高度化しています。

そのため、すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるように行政だけでなく、家庭や地域などが協力して支援する仕組みづくりや意識啓発を図り、みんなで支え合う地域福祉を推進します。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●支援を必要とする人を地域で支え合います。 ●地域の福祉活動などに積極的に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ●地域福祉計画に基づき、市民と協働して支え合うための仕組みづくりに取り組みます。 ●ボランティア活動への参加の啓発、団体への支援と講習会などによる人材育成を行います。 ●地域福祉活動にかかわる団体やボランティア・NPOなど、各団体間の情報交換や連携を支援します。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●地域での世代間交流を積極的に支援します。 	

【関連する個別計画】

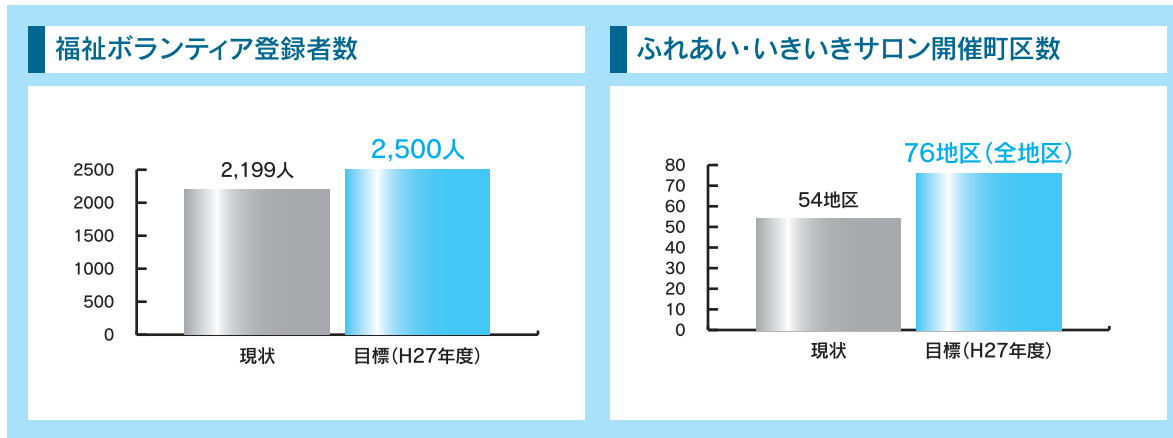
鳥栖市地域福祉計画³⁹³⁹地域福祉計画

福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるよう、地域福祉を総合的に推進するための方策を定めた計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
地域福祉活動を進めます	地域福祉計画に基づき、民生委員・児童委員 ⁴⁰ や福祉団体などと連携を図り、多様な福祉ニーズに対応したサービスを提供します。
ボランティア活動の推進及び体制の強化を図ります	総合的な福祉活動の普及のため、福祉ボランティアの人材を育成し、活動を推進することで、福祉サービス提供の担い手を育成します。
災害時要援護者への対策を図ります	地震や風水害などの災害発生時に、自力で避難することが困難な方を支援するための対策を講じます。

【取組の達成目標】



⁴⁰民生委員・児童委員

各地区に配置された民生委員は、住民からの福祉の相談に応じ、必要な援助を行ったり、福祉、保健のサービスを利用したい方と行政との橋渡しを行ったりしている。また、子どもの不登校や育児などの相談に応じる児童委員も兼ねている。

第3章 分野別計画

3 まちづくりの基本目標別計画

〈まちづくりの基本目標3〉

取組7 確かな安心と自立を支える社会保障を充実させます

【取組担当課】

国保年金課、税務課、社会福祉課、健康増進課

【取組による5年後(平成27年度)の姿】

市民が健康で安心して自立した生活がおくることができるよう、必要な社会保障制度⁴¹が整っています。

【取組の方針】

少子高齢化の進展や厳しい経済状況により、社会保障の給付が増大し、給付を受ける者と負担する者との間で不公平感や特に若い世代では、社会保障制度の維持や将来の負担増に対する懸念が強まっています。

社会保障制度は、社会連帯と相互扶助の考え方にに基づき、失業や疾病などから暮らしを守り、だれもが安心して自立した生活をおくることができる制度として、その重要性は高まっています。

このため、市民の健康維持や経済的自立などの市民生活の安定に向けて適正な制度の運用に努めます。

【市民・事業者・行政のそれぞれの役割】

市民の役割	行政の役割
<ul style="list-style-type: none"> ●社会連帯の理念の下、国民健康保険制度や介護保険制度を理解し、みんなで支え合います。 ●自立への意識を持ち、自ら進んで就労等の行動を起こします。 	<ul style="list-style-type: none"> ●国民健康保険制度の理解を促すとともに、制度の適正な運営を図ります。 ●介護保険事業者選定に当たっては十分な審査を行い、公正・中立な立場で定期的に事業者監査を実施します。 ●すべての市民が、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう支援を行います。
事業者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> ●医療機関は、患者が受けた診療について、適正な医療費の請求を行います。 ●介護サービス提供事業者は、社会保障制度に基づき、適切で質の高いサービスを提供します。 	

【関連する個別計画】

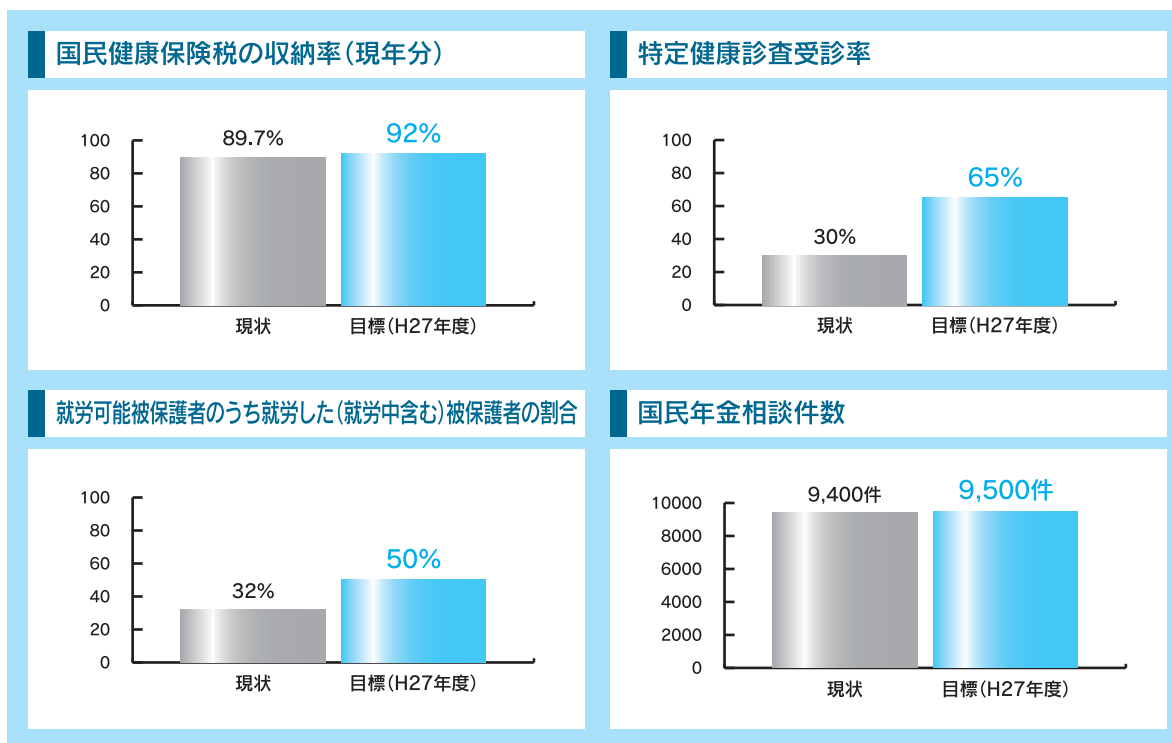
鳥栖市特定健康診査等実施計画

⁴¹ 社会保障制度
健康保険、年金、介護保険、生活保護など

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
国民健康保険の充実を図ります	国民健康保険制度の理解と意識啓発に努め、市民の健康づくり活動、健康の保持増進を図ります。
保険税の収納率向上を図ります	市民にとって重要な医療保険制度である国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、保険税の収納率の向上を図ります。
後期高齢者医療に係る広域連合との連携を図ります	75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の後期高齢者が適切な医療サービスを受けられるよう、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合と連携して、後期高齢者医療に取り組みます。
医療費の適正化を図ります	糖尿病等の生活習慣病に主眼を置いた特定健康診査 ⁴² 及び当該健診結果に基づく特定保健指導 ⁴³ 等を実施することで、医療費の適正化を図ります。
介護保険サービスの充実を図ります	鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、介護サービスの量及び質の確保を図るなど、基盤整備を推進します。
介護保険サービス体制の強化を図ります	保健・医療・福祉等の関係者・関係機関が一体となった総合的・包括的な在宅支援サービスを提供するための体制の充実を図ります。
生活保護の適正実施と自立支援を進めます	保護要因の的確な把握、訪問活動による実態調査等により、保護の適正な実施を行うとともに、被保護者に対して、自立・就労支援メニューを提供します。
国民年金への対応を図ります	市民の年金受給権の安定に向け適切な対応を図ります。

【取組の達成目標】



⁴²特定健康診査
40歳～74歳までの医療保険加入者を対象にした健康診断

⁴³特定保健指導
特定健康診査受診者の中で、メタボリックシンドローム該当者及びその予備軍に対して行う生活習慣病予防のための保健指導